

岩手県告示第533号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

平成29年7月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 名称 繫（その6）

2 区域 次に掲げる土地に存する標柱1号から4号までを順次結んだ線、標柱4号と急傾斜地崩壊危険区域（昭和63年岩手県告示第40号）で指定した標柱（以下「旧標柱」という）6号を結んだ線及び旧標柱6号と標柱1号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村	大字	字	地番	標柱番号
盛岡市	繫	塗沢	45番2 45番41	標柱1号から3号まで 標柱4号